



2. 外国人住民の 住民登録について

しみんか 市民課 TEL:0942-30-9027

外国人も、日本人と同じように住民票を作って、*住民登録をしなければなりません。住民登録をすると、久留米市のサービスを受けることができます。そして住所(住むところ)を証明する住民票の写し(コピー)をもらうことができます。

*住民登録：あなたやあなたの家族が、久留米市に住んでいることを市役所に知らせること

■ 住民登録をする人

3か月より長く日本に住む人は、住民登録をしなければなりません。でも観光(日本へ遊び)に来た人は住民登録をしません。

1. どんなき、市役所に*届を出さなければなりませんか。

下の表の①~④のときは、市役所に*届を出さなければなりません。

届は、あなたが出します。でも、あなたができないときは、代わりの人が出すこともできます。代わりの人が届を出すときは、委任状(あなたが代わりの人にお願いしたことがわかる紙)を持ってきてください。

*届：市役所にあなたの状況がかわったことを紙に書いて知らせること

【市役所の市民課で届が必要なとき】

状況	届の名前	いつまでに	も 持ってくるもの
①別の市や町から久留米市に引っ越したとき	転入届	久留米市に来た日から14日の間	・転出証明書(前に住んでいたところの市役所からもらいます) ・マイナンバーカード ・在留カードか、 特別永住者証明書
②久留米市の中で引っ越したとき	転居届	引っ越した日から14日の間	・在留カードか、 特別永住者証明書 ・マイナンバーカード
③久留米市から他の市や町に引っ越すとき	転出届	引っ越す日の14日前から14日後まで	・在留カードか、 特別永住者証明書 ・マイナンバーカード
④一緒に住む家族や家族の世帯主がかわったとき	世帯変更届	かわったときから14日の間	・在留カードか、 特別永住者証明書

2. マイナンバー制度

日本で住民登録をしている人は、その人だけの番号<マイナンバー>があります。外国人も、住民登録をするとマイナンバーができます。番号は、12個の数字です。マイナンバーは市役所などでいろいろな手続きをするときに使います。

* 社会保険や、税金の書類を出すときも使います。はじめて日本にきた人は、市役所で転入届を出した後に、郵便でマイナンバーのお知らせが来ます。希望する人は、写真付きのマイナンバーカードを申し込むことができます。マイナンバーカードは身分証書として利用できるほか、住民票などの証明書をコンビニで取得することもできます。

* 社会保険：あなたが毎日の生活で困ったときに、国などが助ける制度です。

3. 住民票の写し(コピー)について

住民票は、「あなたがその場所に住んでいることを市役所が証明するもの」です。

住民票には、「名前」、「誕生日」、「住所」、「久留米市に引っ越しした日」、「一緒に住んでいる人」などが書いてあります。それが紙になったのが、「住民票の写し」です。あなたが必要などきに、市役所からもらうことができます。もらうときは、お金がいりません。

4. 在留カードなどについて

在留カードは、あなたが日本にいる目的と、いることができる期限(いつまで)を証明(ほかの人にわかるように)するカードです。在留資格で日本でできることが決まります。例えば、資格が、「留学」だと勉強ができます。「就労」は働くことができます。在留カードは、必ず持っていなければなりません。

① 特別永住者証明書

新しい特別永住者証明書を作るときは、市役所でします。わからないときは、市役所に相談してください。

② 在留カード

期限(いつまで)をすぎた在留カードで、市役所などの手続きはできません。新しい在留カードを作るときは、福岡出入国在留管理局へ行ってください。

■ 福岡 出入国 在留 管理局

〒810-0073 福岡県 福岡市 中央区 舞鶴 3-5-25 TEL: 092-717-5420
福岡第1法務総合庁舎